



---

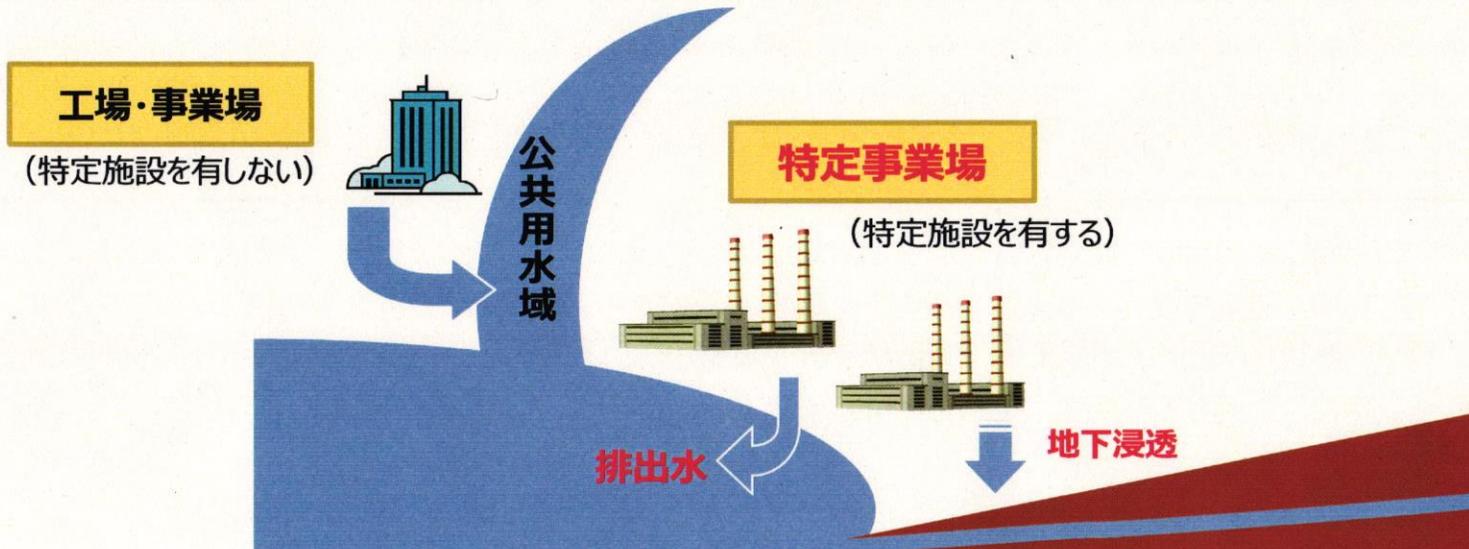
## 温泉旅館に係る暫定排水基準の見直しについて

---

令和4年2月  
水・大気環境局水環境課

## 排水基準について

- 水質汚濁防止法に基づき、特定施設を有する工場・事業場（特定事業場）においては排水基準を遵守する必要がある。
- 排水基準は、全国の特定事業場に対して、全業種一律の排水基準（一般排水基準）を設定。
- 技術的に一般排水基準への対応が困難な一部の業種については、暫定的に、緩やかな基準値（暫定排水基準）を時限つきで設定。



### ■ 温泉旅館に係る暫定排水基準の見直し検討について

- 温泉旅館については導入可能な処理技術がない等の理由から、平成13年度に、ほう素・ふっ素に係る暫定排水基準を設定し、3年ごとに見直しを行ってきた。
- これまでの調査・検討結果を踏まえ、今後の温泉旅館に係る暫定排水基準のあり方について検討した。

# 温泉旅館に係る暫定排水基準の見直し案について



## 1. 温泉旅館に係る暫定排水基準

- 一般排水基準への対応が技術的に困難な一部の業種については、暫定的に、緩やかな基準値（暫定排水基準）を時限つきで設定。
- 温泉旅館については導入可能な処理技術がない等の理由から、平成13年度に、ほう素・ふっ素に係る暫定排水基準を設定し、3年ごとに見直しを行ってきた。

## 2. 温泉旅館に係る暫定排水基準の見直し案

### (1) 基準値

	現行（～令和4年6月末）	見直し案（令和4年7月～）
ほう素	500 mg/L	500 mg/L (500mg/Lを超える源泉を利用する旅館)  300 mg/L (500mg/L以下の源泉を利用する旅館)
ふっ素	15 mg/L (自然湧出は50 mg/L、排水量が少ないもの 又は源泉湧出時期が古いものは30 mg/L)	変更なし

※一般排水基準 ほう素：10 mg/L、ふっ素：8 mg/L

### (2) 適用期間

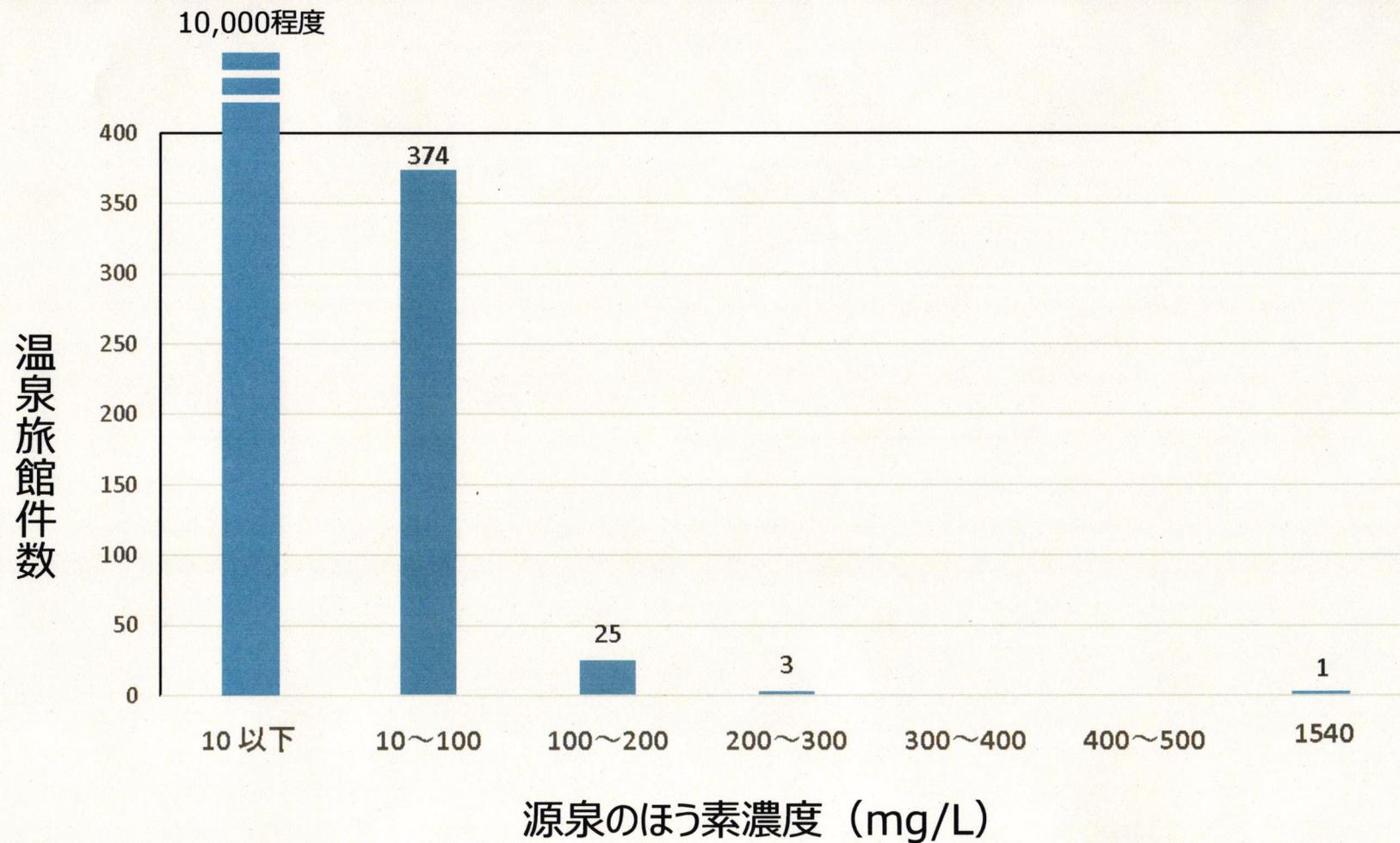
現行：令和4年6月末 ⇒ 見直し案：当分の間

## 3. 今後の予定

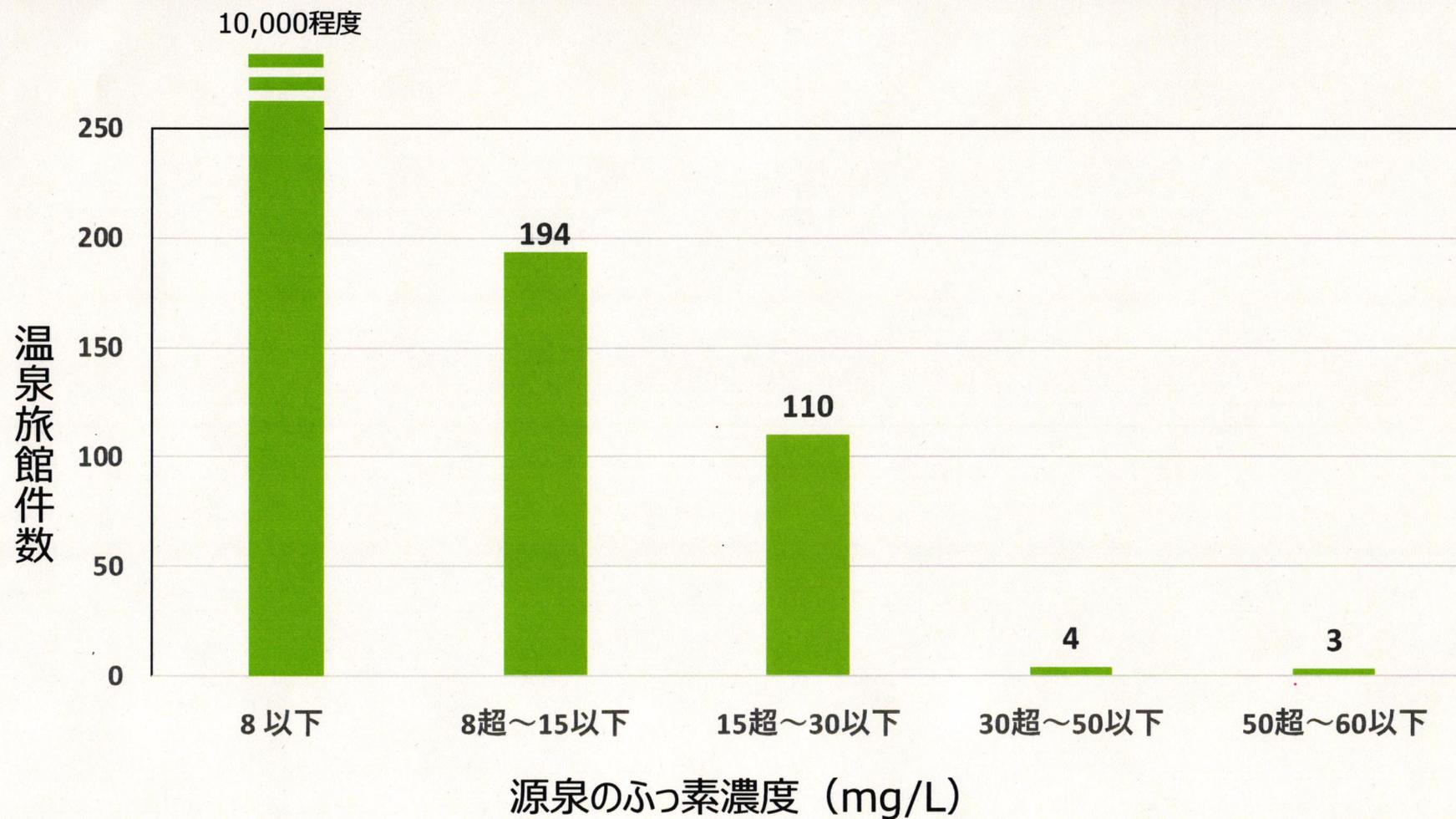
令和4年2月8日～3月9日 パブリックコメント

令和4年3月23日 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会

## (参考) 温泉旅館の源泉の濃度実態 (ほう素)



## (参考) 温泉旅館の源泉の濃度実態 (ふっ素)



# 地域と共生した地熱開発にむけて

令和4年2月

資源エネルギー庁

資源・燃料部 政策課

# 地熱発電の位置づけとエネルギーミックス

- 地熱発電は、①再生可能エネルギーでありながら安定的な発電が可能なベースロード電源、②我が国が世界第3位の豊富な資源量を有する純国産エネルギー、③熱水の産業利用等を通じて地域振興への貢献も期待されるという特徴を持つ。
- エネルギーミックスにおいては、2030年度までに、設備容量を現状の約60万kWから、約150万kWに増加させることを目標としている。

## クリーンかつ設備利用率の高い電源

電源	CO2排出量 (g-CO2/kWh)	設備利用率
石炭火力	943	70%
LNG火力	599	70%
太陽光 (住宅)	38	12%
風力 (陸上)	26	20%
<b>地熱</b>	<b>13</b>	<b>83%</b>

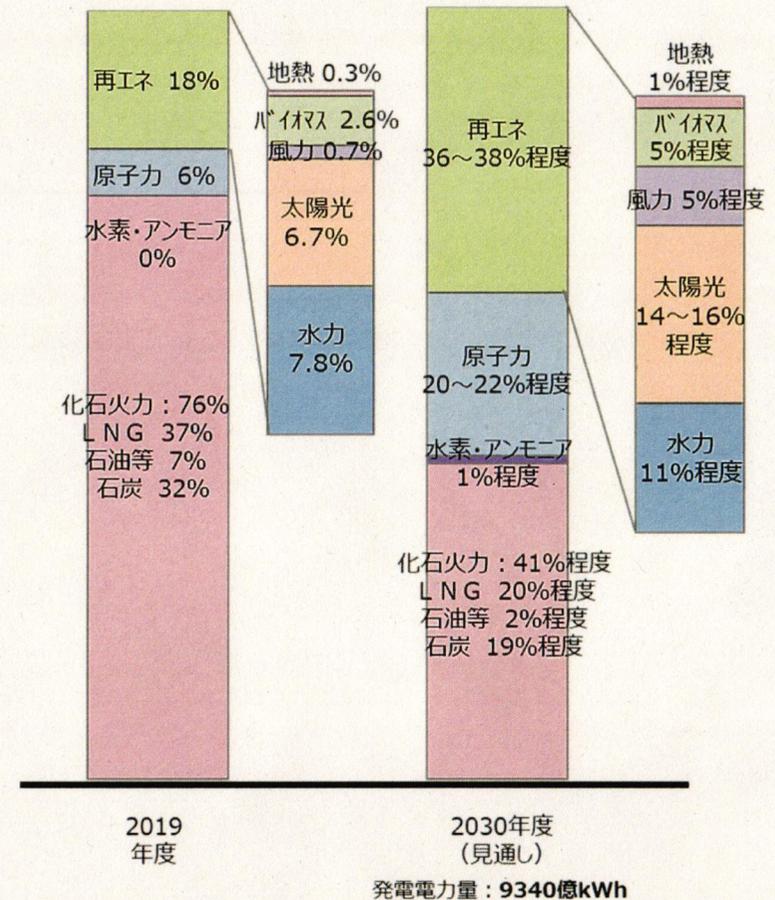
出典：長期エネルギー需給見通し関連資料【H27.7】  
電力中央研究所「日本における発電技術のライフサイクルCO2排出量総合評価」【H28.7】

## 日本が高いポテンシャルを持つ電源

国名	地熱資源量 (万kW)	地熱発電設備容量 (万kW)
1.アメリカ合衆国	3,000	345
2.インドネシア	2,779	134
<b>3.日本</b>	<b>2,347</b>	<b>60</b>
4.ケニア	700	59
5.フィリピン	600	187
6.メキシコ	600	102

出典：JICA作成資料【H22】及び産業総合技術研究所作成資料【H20】等より作成

## エネルギーミックスの電源構成



出典：総合エネルギー統計（2019年度確報値）等を基に資源エネルギー庁作成

## 【参考】第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日）（抜粋）

### 5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

#### (2)再生可能エネルギーの**主力電源**への取組

##### ④電源別の特徴を踏まえた取組

##### (c) 地熱

日本の地熱資源のポテンシャルは世界第3位であるが、地熱発電の開発には、時間とコストがかかること、地熱資源の有望地域が一部地域に偏在していることによる開発適地や系統接続の制約、地元との調整や開発のための各種規制への対応等の課題があり、他国と比べるとそのポテンシャルを十分に活かしてきていない。地熱発電のベースロード電源としての価値を活かしつつ、中長期的には競争力ある自立化した電源とするためには、こうした課題を克服していく必要がある。

このため、地熱発電の導入をより短期間・低コストで、かつ円滑に実現できるよう、**自治体における勉強会の開催や温泉事業者に対するモニタリングの実施等を通じた地域の理解促進**、投資リスク及びコスト低減のためのリスクマネーの供給、探査技術の高度化等の掘削成功率や掘削効率の向上に資する技術開発などの取組を進める。

また、地熱開発の加速化のため、地熱資源の約8割が存在する自然公園内を中心に、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)自らが地熱資源の調査を行い、調査データ等を広く事業者提供するとともに、掘削した井戸については、事業者の求めに応じて引き継ぐことで、事業者の開発リスクと開発コストの更なる低減を図る。また、自然環境や温泉事業者への配慮を前提に、関係省庁と連携し、自然公園法や温泉法、森林法等の規制の運用の見直し等を行う。あわせて、環境省は、2021年4月に表明した「地熱開発加速化プラン」に基づき、改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定の促進、温泉モニタリングなどの科学データの収集・調査や円滑な地域調整を進めることを通じて、最大2年程度のリードタイムの短縮と全国の地熱発電施設数の2030年までの倍増を目指す。

加えて、2050年に向けては、抜本的な地熱発電の導入拡大を実現するため、革新的な新たな技術開発にも取り組む。従来の地熱発電よりも更に地下深く(5km程度)にある超臨界状態の熱水資源を活用することで、従来に比べて大規模な地熱発電が可能となる。超臨界地熱資源は、超高温・超高压であることに加えて、従来の地熱資源よりも酸性濃度が高いなどの特徴があり、抗井やタービン等の設備の腐食対策を講じる必要がある。このため、こうした地下深くの熱水資源を活用するための大深度の掘削技術やケーシング、配管等の部材・素材の要素技術開発等を行う。さらに、有限な温泉・地熱資源の適切な管理に関する新たな制度に関して、現状把握した上で論点を整理し、検討する。

**地熱発電は、発電後の熱水利用など、エネルギーの多段階利用も期待される。例えば、地熱発電所の蒸気で作った温水が近隣のホテルや農業用ビニールハウスなどで活用され、地域のエネルギー供給の安定化を支える役割を担っている。こうした地域と共生した持続可能な開発を引き続き進めるとともに、地熱資源を活用し、農林水産業や観光等の産業振興に取り組む自治体を「地熱モデル地区」として選定・発信する。**

さらに、アジア等の我が国と類似の海外の火山帯における地熱資源調査や発電事業等を行うことで知見を蓄積し、国内における地熱資源の探査や開発に活かしていくとともに、地熱発電用のタービンの世界シェア約7割を持つ我が国企業の強みを活かし、地熱発電技術の海外展開を促進する観点から、JOGMECの役割も含めた政策的支援の強化について検討する。

# 地熱開発プロセスと経済産業省・JOGMECによる支援措置の全体像

新規有望地点の開拓

<国主体（JOGMEC自身が実施）>

個別地点での調査・探査・開発

<開発事業者主体（JOGMECが支援）>

開発プロセス

## 先導的資源量調査

- JOGMECでの、高いポテンシャルが期待されるが、開発難度が特に高い地域での地表・掘削調査
- 特に、国立・国定公園内における新規有望地点の開拓を想定。

## 初期調査

(地表調査／掘削調査)

約3～5年

- 地表調査（地形・地下構造・熱）
- 掘削調査（温度・蒸気・熱水）

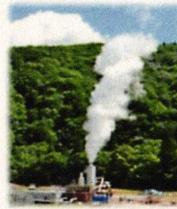


## 探査事業

(噴気試験等)

約1～2年

- 蒸気・熱水量を確認



## 環境アセス

約2年

- 7,500kW以上が対象（一部例外）



## 開発事業

(発電設備の設置等)

約1～3年

- 生産井・還元井掘削
- 発電設備設置



事業化判断

調査支援等

## 地表調査／掘削調査

- 事業者が行う調査にJOGMECから助成金を交付。
- 補助率は、通常地表調査：2/3、掘削調査：1/2。地元案件等であれば、補助率を引上げ

## 出資

事業者が行う噴気試験に必要な資金をJOGMECが出資（50%上限）。

## 債務保証

事業者が行う井戸掘削、発電設備設置に必要な融資を受ける際の債務をJOGMECが保証（80%上限）

支援措置

理解促進

## モニタリング調査／理解促進／代替温泉井掘削

- 地表調査・掘削調査を行う際、温泉事業者等の理解促進のため、調査による温泉や生態系等の自然環境への影響のモニタリング調査を支援。
- 温泉事業者等の理解を得るため、地元説明会や専門家派遣を実施。この他、国民理解を得るための地熱シンポジウムを年1回開催する等のPR活動
- **万が一温泉湧出量等が過度に減少した場合、代替温泉井掘削を支援。**

## モデル地域選定等

地熱資源を活用した産業振興等の事例をモデル地区として認定。新たな地熱の魅力を発信

技術開発

## 調査技術高度化／掘削技術高度化

- 地熱発電に適さない酸性流体の分布を事前に把握するための化学探査手法を開発。
- 地下を斜め掘りをする際の掘削技術、逸泥対策等の技術開発。
- 掘削効率、耐久性等の向上を目的とした掘削ドリルの開発 等

## 発電設備の効率改善

- 発電設備等の耐食性向上
- 出力安定のための管理技術

# 地熱開発の進捗状況 (経産省・JOGMECによる支援案件)

2021年末時点

★ : 地表・掘削調査段階の支援案件  
(全国35箇所)

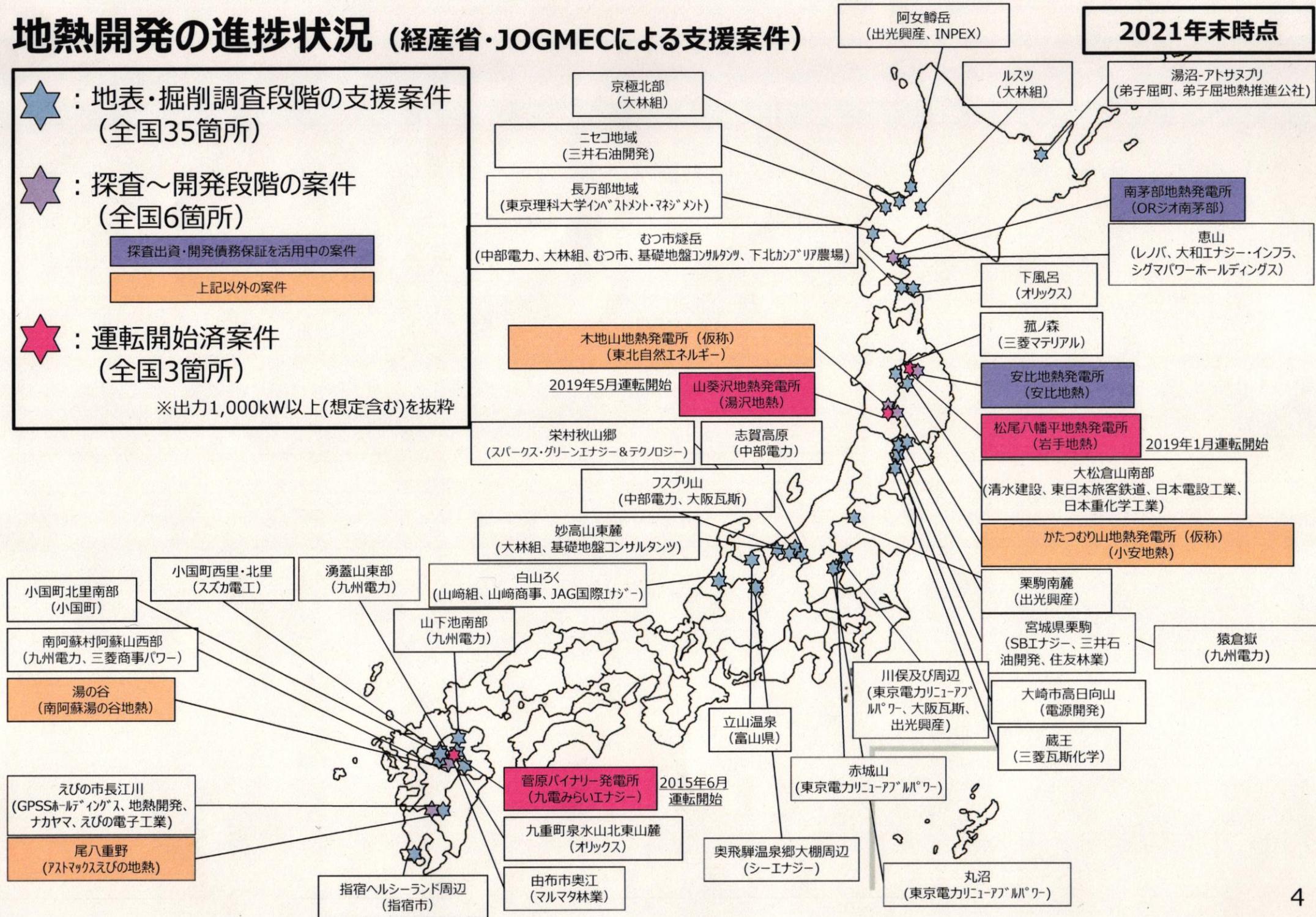
★ : 探査～開発段階の案件  
(全国6箇所)

探査出資・開発債務保証を活用中の案件

上記以外の案件

★ : 運転開始済案件  
(全国3箇所)

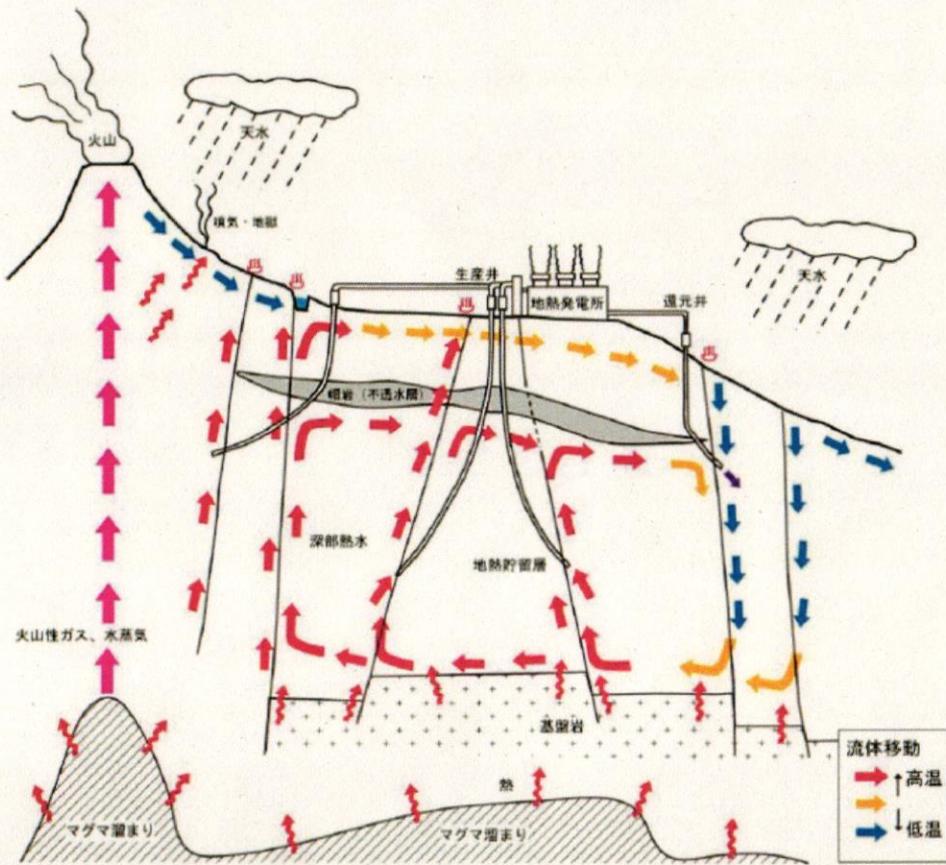
※出力1,000kW以上(想定含む)を抜粋



# 地熱発電と温泉との共生

- 地熱と温泉は同じ火山のマグマを熱源としているものが多く、隣接する場合もある。  
⇒ 温泉資源保護と地熱開発の両立が必須。
- 地熱発電と温泉との関係性を科学的に説明するためには、温度、流量等の温泉モニタリングが必須。

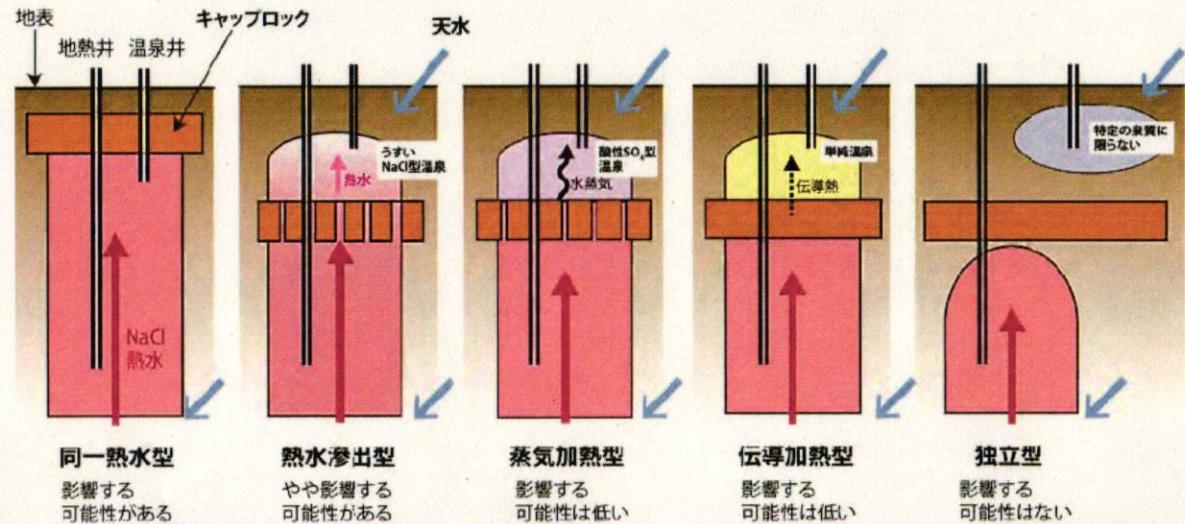
## <地熱貯留層と温泉帯水層概念図>



## <温泉と地熱貯留層との関係>

**モニタリングが重要！**

両者の温度、水位、泉質、位置(深度、水平距離)で関係を判断できることが多い。



熱水の取り過ぎにより地熱貯留層の圧力が低下する場合に影響が生じる。地熱貯留層の収支バランスがとれていれば影響は生じない。また、温泉相互の関係と、他の人為的、自然的影響があり得るので判断には注意を要する。

# FIT/FIP制度 事業計画策定ガイドライン（地熱発電）

- FIT/FIP認定を受けた再生可能エネルギー発電事業者の適切な事業実施を確保するため、事業計画策定ガイドラインは、電源ごとに策定。事業計画認定における認定基準を具体化。
- 特に、2020年4月以降に掘削許可を受けた井戸のみを用いて地熱発電を行う場合は、**掘削許可1年以上前からのモニタリングを要件化。**

## 第1章 総則

- ガイドライン制定の趣旨・位置付け、適用対象の範囲、用語の整理

## 第2章 適切な事業実施のために必要な措置

### ■ 企画立案

- ✓ 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続、地域との関係構築

### ■ モニタリング

- ✓ 源泉・蒸気井・還元井のモニタリング、環境モニタリング

### ■ 設計・施工

- ✓ 土地開発の設計、発電設備の設計、施工、周辺環境への配慮

### ■ 運用・管理

- ✓ 保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築、通常運転時に求められる取組、非常時に求められる対処、周辺環境への配慮、設備の更新

### ■ 撤去及び処分（リサイクル、リユース、廃棄）

- ✓ 計画的な撤去及び処分費用の確保、事業終了後の撤去及び処分の実施

### ■ 付録

- ✓ 主な関係法令リスト、主な規格・ガイドライン等

適切な地熱発電事業の実施のため、開発事業者は、源泉・蒸気井・還元井のモニタリング、環境モニタリングの実施を要件化。

# 温泉モニタリング装置の開発・利用の推進

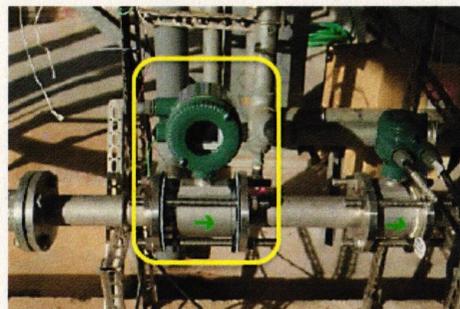
- 現在の温泉モニタリングは、コストが高くデータも限定的であるため、2014年～2017年度にNEDOの技術開発において、安価で高品質な温泉モニタリング装置を製作。
- 2018～2020年度では、製作した装置の実証を温泉事業者等の協力を得ながら実施。2022年度から、**JOGMECの助成金事業での積極的活用について周知**をしていく。

## NEDOのモニタリング装置開発

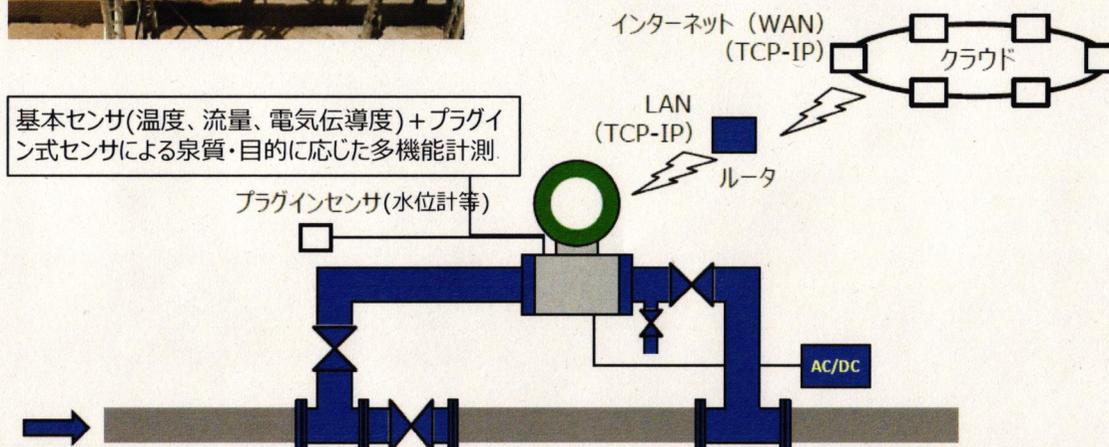
1. 様々な配管への接続が可能
2. 自立型運転(携帯端末等でデータの閲覧可能)
3. 温度、流量、電気伝導(成分濃度)+柔軟に追加データの取得が可能
4. 安価なシステム

## <実証試験>

- さまざまな特性を持った源泉での試験(スケール量、pH、硫化水素、温度)
- 実用化へ向けた課題の抽出(精度、耐久性、環境、通信)
- 多様なデータ取得



本体：約20万円  
設置：約88万円  
運用：約1.3万円/年  
現在：業者によるサンプリング・解析約20～30万円/回



# 地熱資源開発アドバイザー委員会による地方自治体への支援

- 適切な地熱資源管理に取り組む地方自治体の中には、地熱開発に関する専門的知見の不足や、適切な有識者を見つけるネットワークの不足などが課題となっているところ。
- このため、JOGMECでは、第三者の視点から助言する組織として、**地熱資源開発、温泉資源の保護・利用、環境保全に関する専門家で構成する、「地熱資源開発アドバイザー委員会」を設置。**
- これにより、適切な地熱資源管理に取り組む地方自治体から助言要請等があった場合に、委員会から情報提供することにより、地方自治体を支援。

## 委員会の主な活動内容

- ① 地域の地熱資源開発等に助言を求める地方自治体に対し、専門的見地から適切な情報を提供。
- ② 地方自治体の要請に応じ、地熱資源開発等の専門家を紹介。
- ③ 持続可能な地熱資源開発に資する調査を提案。 など

## 助言実績

平成28年度：秋田県湯沢市、北海道弟子屈町

平成29年度：大分県九重町、秋田県湯沢市、熊本県小国町、  
大分県九重町

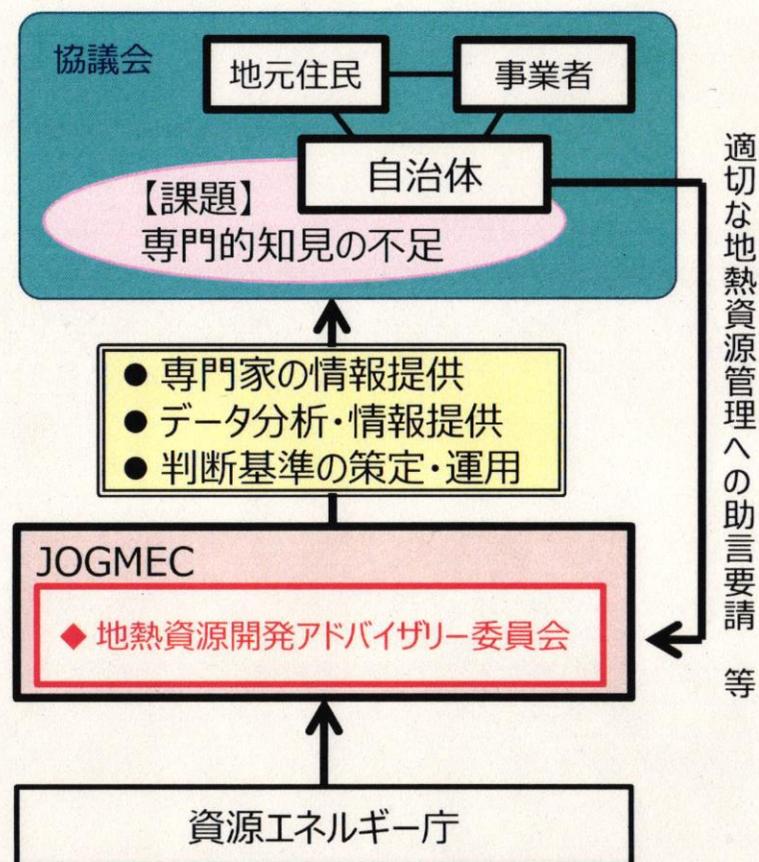
平成30年度：鹿児島県指宿市

令和元年度：大分県別府市

令和2年度：大分県九重町

令和3年度：鹿児島県霧島市

(別途、専門家派遣等の個別対応34件)

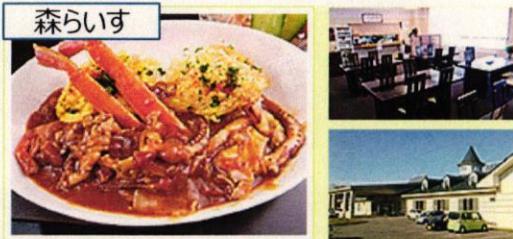


# 地熱開発のモデル地区の事例

- 「地熱開発のモデル地区」として、北海道森町、岩手県八幡平市、秋田県湯沢市の3市町村を認定。
- この制度は、①地熱資源を活用した産業等の振興に取り組んでおり、②地域協議会等の設置を通じて地熱発電事業者と地元の対話の場を設定しているなど、他の地域への模範となる自治体を「地熱開発のモデル地区」として認定し、これら模範的な取組を全国に発信等することで、地域と共生した持続可能な地熱開発を進めるもの。
- JOGMECが「モデル地区専用ウェブサイト」や、雑誌「東洋経済」においてPRを実施中。

## 北海道森町

- 森地熱発電所の還元熱水の一部を熱交換し、トマト・キュウリ等を栽培する温室ハウスで活用。
- また、地元で生産されたトマト等を使用したご当地グルメ「森らいす」を開発。
- 情報交換会の定期開催や新エネビジョンの作成、学生を対象とした新エネ見学会を実施。



## 岩手県八幡平市

- 松川地熱発電所の蒸気を地熱染めに活用、発電後の熱水を八幡平温泉郷等へ提供。
- 地熱開発の検討委員会、理解促進に係る有識者会議の設置や「八幡平市地熱を活かしたまちづくりビジョン」を策定し、市民や事業者の関与を高め、地熱エネルギーの活用策を展開。



「沸騰地熱塾」  
地熱を活用したまちづくりを市民・事業者・行政の協働で進める

「地熱シンポジウムin八幡平」  
市民の地熱活用の意識を高め、「地熱発電のふるさと八幡平市」をPR

## 秋田県湯沢市

- 上の岱地熱発電所に加え、令和元年5月に山葵沢地熱発電所が運転を開始。
- 市有泉からの熱水をミツバ等のハウス栽培に活用。また、高校生ならではの視点でドライフルーツ「ミツチェリー」を商品化。
- 協議会や各種理解促進活動を展開。



「湯沢市地熱見学会」  
市内の運転中、建設中の地熱発電所や地熱に関する施設、スポットを見学し、地熱の有効利用について理解を醸成

「地熱開発アドバイザーの設置」  
地熱の事情に詳しく、専門知識を有する者をアドバイザーに委嘱し、事業者や市民からの問い合わせなど各事案に助言

# ユネスコ無形文化遺産について

## 条約の概要

2003年(平成15年) **無形文化遺産保護条約** 採択〔2004(H16)年 日本締結(世界で3番目), 2006(H18)年 発効〕

- 【目的】 ■ 無形文化遺産の保護  
 ■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

- 【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表**」(代表一覧表)の作成  
 ■ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成  
 ■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数: 180

## 我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

現在 22件  
 世界全体では530件

- 重要無形文化財
- 重要無形民俗文化財
- 選定保存技術
- 文化審議会決定

2008 (H20)	のうがく <b>能楽</b>	にんぎょうじゅうりぶらんく <b>人形浄瑠璃文楽</b>	かぶき <b>歌舞伎</b>
2009 (H21)	ががく <b>雅楽</b> おくのとのあえのこと <b>奥能登のあえのこと</b> 【石川】 ちゃっきらこ <b>チャッキラコ</b> 【神奈川】	おぢやちぢみ・えちごじょうふ <b>小千谷縮・越後上布</b> 【新潟】 はやちねかぐら <b>早池峰神楽</b> 【岩手】 だいにちどうぶがく <b>大日堂舞楽</b> 【秋田】	あきうのたうえおどり <b>秋保の田植踊</b> 【宮城】 だいまくたて <b>題目立</b> 【奈良】 あいぬこしきぶよう <b>アイヌ古式舞踊</b> 【北海道】
2010 (H22)	くみおどり <b>組踊</b>	ゆうきつむぎ <b>結城紬</b> 【茨城・栃木】	
2011 (H23)	みぶのはなたうえ <b>壬生の花田植</b> 【広島】	さだしんのう <b>佐陀神能</b> 【島根】	ほんみのし ちちまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやままつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ 【情報照会】本美濃紙, 秩父祭の屋台行事と神楽, 高山祭の屋台行事, 男鹿のナマハゲ
2012 (H24)	なちのでんがく <b>那智の田楽</b> 【和歌山】		
2013 (H25)	わしやく <b>和食: 日本人の伝統的な食文化</b>		
2014 (H26)	わし <b>和紙: 日本の手漉和紙技術</b> 【石州半紙, 本美濃紙, 細川紙】	せきしゅうばんし ほんみのし ほそかわし ※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。	
2016 (H28)	やまほこやたいぎょうじ <b>山・鉾・屋台行事</b>	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】、日立風流物【茨城】に、国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として拡張登録。	
2018 (H30)	らいほうしん かめんかそうのかみがみ <b>来訪神: 仮面・仮装の神々</b>	※2009年に無形文化遺産に登録された鹿島のトシドン【鹿児島】に、重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のパーントゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張登録。	
2020 (R2)	でんとうけんちくこうしょうのわざ <b>伝統建築工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術</b>	もくぞうけんぞうぶつをうけつぐためのでんとうぎじゆつ ※2009年に提案したものの未審査となっていた国の選定保存技術「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加し、計17件の技術として登録。	
提案中	ふりゅうおどり <b>風流踊</b>	※2009年に無形文化遺産に登録されたチャッキラコ【神奈川】に、国指定重要無形民俗文化財である綾子踊【香川】などを追加して拡張提案。 ※ 2022(R4)年11~12月審議予定	

## 登録までの流れ

- 締約国からユネスコに申請(毎年3月)  
 [各年, 50件の審査件数の制限]  
 \* 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先  
 \* 我が国の案件は実質2年に1回の審査となっている
- ↓
- 評価機関による審査
- ↓
- 政府間委員会において決定(翌年11月頃)
- ① 記載(inscribe)
- ② 情報照会(refer)⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載(not to inscribe)

## 登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

- 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
- 1. 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。  
 (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事  
 (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
- 2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
- 3. 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
- 4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り幅広い参加および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
- 5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

# 文化財保護法の一部を改正する法律（令和3年4月23日公布）の概要

## 趣旨

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、**無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設**し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、**地方公共団体による文化財の登録制度**及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定める。

## 概要

[文化財保護の制度]

	文化財の種類	指定 強い規制と 手厚い保護措置	登録 幅広く緩やかな 保護措置
国	有形文化財 建造物、美術工芸品 等	○	○
	有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
	無形文化財 芸能、工芸技術 等	○	新設
	無形の民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術 等	○	新設
地方	[文化財の種類は任意]	○	新設

## 1. 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設

### (1) 無形文化財の登録制度

- 文部科学大臣は、重要無形文化財に**指定されていない無形文化財**のうち、その文化財としての価値に鑑み**保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの**を文化財登録原簿に**登録できる**こととする（登録に際し、保持者又は保持団体を併せて認定）。【第76条の7関係】

#### 【登録の効果】

- ・ 保持者の氏名変更等の**届出義務**（罰則あり）【第76条の9関係】
- ・ 保存・公開に要する**経費の補助、指導助言**【第76条の10～第76条の12関係】
- ・ **登録無形文化財保存活用計画の作成・認定**【第76条の13～第76条の17関係】  
（名称及び保持者等、具体的な措置の内容、計画期間等）

### (2) 無形の民俗文化財の登録制度

- (1) **無形文化財と基本的に同様の**制度として新設する。【第90条の5～第90条の11関係】

### (3) 施行期日

- 公布日から3月以内で政令で定める日（令和3年6月14日）

※ **新型コロナウイルス感染症により、多様な無形の文化財について、公演等の継承活動に深刻な影響が生じていることから、迅速にこれらの無形の文化財の登録を進め、国による保護の網をかけるとともに、予算措置等による支援を図る。**

## 2. 地方登録制度の新設

### (1) 概要

- ① **地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財でその区域内に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できる**こととする。【第182条第3項関係】
- ② 地方公共団体は、①により**登録した文化財のうち適当であると思料するもの**について、文部科学大臣に対し、**国の文化財登録原簿への登録を提案できる**こととする。【第182条の2関係】

### (2) 施行期日

- 令和4年4月1日